

福祉衛生環境保全委員会配付資料  
平成15年12月26日  
衛 生 局

## 福祉衛生環境保全委員会 資料

- 資料1 第1回横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会  
議事録（公開審議部分）
- 資料2 第1回横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会  
非公開審議の主な論点
- 資料3 第2回横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会  
主な論点  
提案説明時における主な質問項目等

衛 生 局

**【第 1 回横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会 議事録（公開審議部分）】**

- ・日 時 : 平成 15 年 11 月 12 日（水） 午後 2 時 06 分～ 4 時 17 分
- ・場 所 : 市庁舎 5 階特別会議室
- ・出席者 : 【委員】  
仲村委員長、岡谷委員、久保委員、小山田委員、塩原委員、内藤委員
- ・傍聴者 : 11 名

**次 第****1 市長のあいさつ**

中田市長から、第 1 回横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会の開催にあたり、委員に対し挨拶があった。要旨は次のとおり。

横浜市では、市内における地域医療体制の充実や医療制度改革の流れなど、市立病院を取り巻く環境が変化していることに加え、本市の財政状況が厳しさを増していることなどを踏まえて、横浜市市立病院あり方検討委員会を設置し検討を行い、「横浜市市立病院のあり方について」の最終答申を受けた。

この最終答申を踏まえて、市当局としてもさまざまな検討を行い、9 月に行われた市会における条例改正の議決を経て、新港湾病院については公設民営方式である指定管理者制度を導入することが決定した。

指定管理者の指定にあたっては、新港湾病院で提供することが予定されている政策的な医療や、市立病院として果たしていくべき役割を十分に担い得る法人をしっかりと選定していく必要がある。横浜市の医療提供にとって最もふさわしい医療法人について、公明正大に最も良いというところを選んでいただきたい。

**2 委員紹介及び定足数の確認****【出席委員】**

岡谷恵子委員、久保ハツエ委員、小山田恵委員、塩原修蔵委員、内藤哲夫委員、仲村英一委員

**【欠席委員】**

齊藤毅憲委員

**【定足数の確認】**

合計 7 名の委員のうち 6 名が出席

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規則第 19 条第 2 項の規定（半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない）を充足しており本委員会は成立

**3 衛生局幹部紹介**

## 4 横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会について

(事務局説明)

- ・横浜市市立病院あり方検討委員会による「横浜市市立病院のあり方について」の答申についての説明
- ・横浜市病院事業の経営する病院条例の改正部分の説明
- ・当委員会の職務の説明
- ・当委員会委員の任期の説明

## 5 議 事

### (1) 委員長選出

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規則第 18 条に基づき委員長候補について、互選の結果、仲村英一委員が委員長に選出された。

委員会の公開・非公開について

(事務局説明)

横浜市の取り扱いについて以下のように説明した。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 3 1 条においては、審議会等の会議については、公開することが定められている。

したがって、当委員会も公開が原則となる。

しかし、同条例第 3 1 条第 3 項では、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部または一部を公開しないこととした場合は非公開で行うこともできるとされている。

また、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第 4 条には、審議会等の長は当該審議会の会議の一部または全部の非公開を決定することができることとされており、また、必要があると認めるときは出席委員の意見を聴くことができるとされており、当委員会の非公開の決定については、委員長が決定することになる。

(委員長意見)

当委員会は、公平、公正が第一に要求される、一切の予断を交えないで議事を進めることは非常に重要である。

法人からの提案及び提案の説明、どのような形で委員会が評価するかという評価基準等について、公開することによって公正性が失われる危険性もあると判断する。

法人からのヒアリングを行う場合でも、先に説明した法人とあとに説明する法人とで、内容的に修飾が行われたり、いろいろ操作、影響を与え得る可能性もあるので全部を公開するというわけにもいかない。

評価の基準についても、細かく公開するということになると、プロポーザル方式の意図と齟齬するような内容の提案がでてくる可能性もある。

委員の方々の自由闊達な意見交換ができる場とする必要もある。

以上のような理由から、非公開にした方がよいのではないかと思う。

ただし、情報公開という大きな流れも非常に重要であるので、我々を含め、市当局も大いに努力をして結果を公表していく必要があると考える。

(審議結果)

委員長から上のように発言があり、それに対し他の委員も同意し、議事(4)の「提案の評価について」以降及び第2回以降の委員会の全部を非公開することが決定した。

(2) 「資料1」港湾病院指定管理者の選定の対象とする法人について

(事務局説明)

「横浜市病院事業の経営する病院条例の第8条第1項」においては、提案を行わせる対象とする法人について、市長は、「あらかじめ病院の経営について十分な知識及び経験を有し、かつ、政策的に必要な医療機能を担い得ると認めるものを選定するものとする。」とされている。

これについては、あり方検討委員会の最終報告の中でも、公設民営を行う場合、その相手方としては、地域中核病院の例に見られるような、同規模病院の経営について十分な知識と経験を有し、政策的に必要な医療機能を担い得る法人を選定することが必要とされている。

本市としては、提案を行わせる対象の法人について、県内で一般病床300床以上の病院を運営する公的医療機関等6法人、関東圏で一般病床300床以上の病院を運営する医学部を持つ学校法人17法人の合計23法人を対象とすべきと考える。

(選定法人に関する質疑)

- ・23法人は、統計分類や担っている医療実績の面から公的病院の範疇に極めて近いと考えられる。
- ・23法人の参加意思は確認されているか。

(事務局説明)

- ・あり方検討委員会や市会常任委員会の場でご説明した審議等の情報は公開されている。各法人にとって、情報が入手できるような環境が整えてあり、横浜市の考え方は、すでに伝わっていると考えられる。

(審議結果)

上のように質疑応答を行った結果、議事について承認された。

(3) 「資料2」港湾病院指定管理者の指定条件について

(一連の手続に関する質疑)

- ・プロポーザルはいつ頃か。

(事務局説明)

- ・法人説明会を11月14日に開催する。指定条件は、提案の前提になるものなので十分な理解をいただくよう説明する。  
12月15日までに提案書を提出してもらい、評価委員会の委員によるヒアリング、質問を行える場を設定したい。そのための委員会を12月から1月にかけて開催し委員会としての評価にまとめていただくことを考えている。  
1月の中旬ぐらいまでには評価委員会としての結論を市長へ提出していただきたい。

(指定条件に関する質疑)

- ・周産期救急におけるNICUの運営は非常に不採算であり、民間が行うのは厳しい医療であるが、本市に一番足りない医療である。  
精神科救急やSARSなどの感染症対応などの不採算部門も民間病院では厳しい、公設民営病院としての港湾病院できちんに行う必要がある。
- ・紹介制による医療機関の機能分担(一次医療、二次医療、三次医療)をしっかりと行う必要がある。
- ・現港湾病院の医療従事者の配置転換は、どこでも良い訳でなく、特に医師などは専門性を活かせる配置転換を考える必要がある。
- ・非紹介患者初診料加算額は、効果的な医療連携を考えると適正な額にすべきである。現状は実態にそぐわず安価であるために、地域からの紹介患者の方が支払い総額では高い診療費を払うという逆ザヤが起きている。
- ・指定管理者は医療機器等の設備を負担した上に、指定管理者負担金の6億円を負担することになるが高すぎないか、負担が可能なのか。
- ・市立病院として、民間の医療機関と競合しない分野、地域に欠けている分野、不採算な分野で地域に必要とされる医療を担う必要がある。
- ・指定管理者負担金などの財政的な部分には、評価委員会の審議は踏み込めないのではないか。
- ・あまり厳しい経営条件だと、安かろう悪かろうにならないか。政策的医療交付金の水準の妥当性はどうか。
- ・市当局と法人との間でよく協議し、スムーズな患者の引継ぎや移転が非常に重要である。

(事務局説明)

- ・母児二次救急については、市民病院で行っている横浜市の母児二次救急システムの体制と、県の周産期救急システムの協力病院という位置づけにしてある。施設のNICU基準については指定条件とするが、人的体制については当面求めないつもりでいる。
- ・精神科救急については、本市・県も含めて大きな政策的課題である。交付金の額は、県における制度の枠組みであるということで、指定管理者に対しても理解をしてもらいたい。
- ・現病院の医師を含めた職員の処遇については、これまでの知識経験を活かして、本市の職員として雇用を確保し最大限活躍していただきたい。
- ・特定療養費の額については、この資料の数字は現在の条例規則で定められている金額で、提案してくる団体の経営上の試算の参考にしてもらうためであり、今後どうするかという議論はまた別なものだと考えている。
- ・指定条件については、議会の議論も踏まえて市長が決めるという形の中で、当

委員会では確認をいただくものである。指定管理料についても私どもが示した考え方、数字を前提に提案をいただくわけであるが、提案の中で、別な考え方があり得れば、その考えを聞く。評価の際に議論をしていただくなり、相手方の意思を確認することも必要と考える。

- ・新港湾病院の公設民営方式の採用にあたっては、政策的医療を中心にした役割の確保と経営性の向上が非常に大事である。本市には、政策的医療を担ってもらうために市が誘致してきた民間主体の地域中核病院があるが、その経営実績を参考に今回の全体の構造を考えた。政策的医療にかかわる部分の交付金については、地域中核病院に対する補助の平成15年度予算における水準である。交付金は予算の範囲内だが、時代の中で変わり得る。条例規則で定めた料金も将来ともこの金額でというわけではない。
- ・外来、入院を含めた患者さんの引き継ぎが一番大事な課題だと考えている。本市としては港湾病院の協力も含めて最大限の配慮をしていく必要があると思っている。本市として患者さんの声を聞きながらどのようにしていくのか、その患者さんが一番望まれ、かつ、良いと思われる方法を選んでいきたい。

(審議結果)

上のように質疑応答を行った結果、議事について承認された。

#### (4) 提案の評価について

(以降、非公開審議につき傍聴者・報道関係者は退出)

## 第 1 回 横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会（11 月 12 日）

### 非公開審議の主な論点

#### 【提案の評価について】

- 地域の医療連携や政策的医療の評価
- 地域医療支援病院に対する取り組みと紹介率の向上
- 新病院の職員の体制
- 各法人が実施している政策的医療の一覧表の提出

#### 【その他】

- 今後のスケジュールについて
- 新港湾病院の視察日程

## 第 2 回 横浜市立港湾病院指定管理者評価委員会（12月24日）

## 主な論点

## 【評価について】

- 評価の項目
- 評価の方法

## 提案説明時における主な質問項目等

## 【医療機能】

- 病院運営上の理念
- 法人本部との関係
- 入院診療に対する中央部門の関わり
- 外来・入院における看護の体制

## 【政策的医療機能】

- 24時間365日救急医療の運営及び責任体制
- 小児救急医療の体制
- アレルギー疾患医療の体制
- 精神科救急の運営及び体制
- 緩和ケア病棟の看護体制

## 【地域医療全体の質の向上に向けた役割】

- 医療における安全管理の方法
- 倫理委員会の委員構成
- 地域医療機関との連携・支援
- 市民に向けた病院の情報提供

## 【患者及び来院者へのサービス提供】

- 入院時の食事に関するサービス

## 【開院時の体制】

- 政策的医療の実施時期

## 【病院及びスタッフ管理の体制】

- 職員の確保策
- 新病院の管理体制

## 【指定管理に関する基本的事項】

- 資金の調達
- 人件費の抑制策